

役員報酬・退職金に関する内部規定

社団法人 日本農芸化学会

第 276 回（2003 年 1 月 21 日）理事会承認

（総 則）

第 1 条 この規定は、定款第 30 条（役員報酬）に関し必要な事項を定めるものである。

（無報酬）

第 2 条 この法人の役員（理事および監事）は、その在任中報酬を受けず、退任時において退職金は支給されない。

（規定の変更）

第 3 条 この規定を変更するときは、理事会の承認を得なければならない。

付 則

この規定は 2003 年 4 月 1 日より実施する。